

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和3年6月10日(木) 14:00～17:30
- 2 場所 環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室
- 3 議題 ① 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
② その他
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、中井委員、野呂委員、畠委員、林委員(※)、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員
※Webによる出席

5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料3により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。

(事業者)

事業者資料2(以下「スライド」)、3により、事業の概要および方法書に対する意見と事業者の見解について説明。

(会長)

それでは委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

騒音と振動の関係について、スライド22、41～47、この辺りに環境保全目標値が出てくるが、設定の考え方はどうなっているか。

(事業者)

スライド上は省略して記載しており申し訳ない。建設機械やプラント施設が稼働した時の騒音について、敷地境界の評価においては、騒音規制法に基づく特定建設作業の基準や特定工場等にかかる規制基準値があるので、この基準を目標値として設定している。一方、敷地境界から少し離れた一般環境の地域においては、その規制基準値を守れば良いとは考えておらず、一般地域に適用される騒音の環境基準値があるので、基本的にはこの環境基準値を設定している。また道路沿道の騒音については、国で定めた騒音の環境基準値があるので、そちらの望ましい環境基準値が達成可能か、という観点で目標値を設定している。

(委員)

沿道の予測地点は国道と県道であるが、幹線交通を担う道路ということでよいか。

(事業者)

その通り。

(委員)

スライド 47 の振動の環境保全目標値として、昼間と夜間の数字がそれぞれ 65、60dB と記載されているが、スライド 22 のところでは 70、65dB と記載されているので、確認し訂正すること。

(事業者)

スライド 47 の昼間 65dB、夜間 60dB が正しく、スライド 22 が誤植である。今後訂正させていただきます。

(委員)

スライド 43 の施設稼働時の騒音の予測について、建物の配置、音源、壁の位置など、現段階でどの程度施設設計が決まっており、コンター図の作成のための予測条件としてどの程度反映されているのか。使用部材について、透過損失、吸音率は、準備書 8.2-41 に騒音制御工学ハンドブックを引用した数字が記載されているが、細かな条件が図書からは読み取れない。

(事業者)

スライド 13 に平面的な配置計画を示しているが、これを作成するに当たり、今回の事業に参入意欲の高いプラントメーカーに配置計画等のヒアリングを実施している。実際には施設の公告入札をした後に、委託したプラントメーカーが実施設計をしていくことになるため、若干配置が変わることはあり得る。各社、区域の中で若干配置が違っているが、区域の形状から考えて、基本的にはこの形が現実的だと考えている。その上で騒音以外にも、排ガス予測等する際に、建物形状を考慮したダウンドラフトを見込むときも、建物を小さく見込むより、多少大きく見込んだ方が、巻き込み現象の影響の観点からは過小評価しにくいいため、これらの点に留意して、建物サイズ等は想定している。

設置する騒音発生源の設備機器、建物の壁割、材質についての詳細な設計は今後実施していくことになるが、一般にごみピットなど強度が必要なものはコンクリート構造、そうでないものはALC部材など、部材の想定についても考慮して予測している。

また騒音等の発生源となる設備機器も、機器からの発生源レベルはメーカーにより異なるため、影響を過小評価しないよう、機器ごとに影響の大きい方を採用している。

(委員)

コンター図の結果から、詳細な設定のもと予測したことは読み取れるが、どの程度現実的かつ具体的に設定されているか図書から読み取れない。壁割などの図書に記載のあるもの以外は適切に設定されていないかもしれない。設計図の詳細までは膨大な量になるので難しいと思うが、予測結果を第三者が検証できるよう、設定した予測条件を図書等に記載することを検討すること。

(事業者)

準備書 8.2-39 に建物の階別の部屋割りの想定と、それぞれの部屋における設備機器の想定配置位置を示している。ご意見を踏まえて記載の補足を検討する。

(委員)

準備書 8.2-41 の資料は騒音制御工学ハンドブックの資料であるが、これが今回どう使われたのか、どういう解釈をすればよいかかわからない。第三者が検証できるよう、どの部材の条件を適用したかが分かるような記載をいただきたい。

(会長)

今の委員のご指摘は大事なことである。予測条件を記載しておかないと、実際建物が出来た時に、評価の段階からどの程度変更されたかがわからない。もし大きな変更があれば、環境影響評価のやり直しということもあり得る。現状での予測条件は記載しておく必要がある。

少なくとも大気に関する部分も予測条件がわからない状況である。全般的に予測条件が記載されていない印象を受ける。

(委員)

スライド 64 の焼却施設の稼働に伴う廃棄物の発生量で、焼却灰と飛灰の合計が約 3,500 トンと記載されているが、本来、焼却灰何トン、飛灰何トンという記載をすべきと思うが、現状、ストーカー炉か流動床炉か決まっていなため、それぞれの値が記載できないのか。

(事業者)

その通り。まだ決まっていなため、個別に示すのは難しい。

(委員)

通常、焼却灰と飛灰では飛灰の方が有害物質の濃度が高くなるので、焼却方式によって適切な廃棄物の処理方法が変わってくると思う。最終的には大阪湾フェニックスセンターで埋立処分されるにあたり、処理が安全であればよいかもしれないが、細かい処理方式が変わ

るため、内容を記載していただきたい。ただ3,500トンと記載されると、どう処理するのか
がわからない。また、合わせて3,500トンということであれば、要約書の5-13の記載だと
焼却灰が3,500トンとなっており、飛灰を含まないように見えるので、修正すること。

(事業者)

ご指摘のとおり修正する。

(委員)

建設副産物について、準備書では廃棄物の種類ごとの原単位が記載されているが、最終的
には施設規模別の原単位に用地の延床面積を乗じて合計約500トンとして予測結果が記載
されているため、廃棄物の種類ごとの量についても記載すること。

(事業者)

準備書8.11-2の表8.11-5に廃棄物の種類ごとの比率の情報を掲載している。計算過程
では種類ごとに把握した上で合計している。種類ごとの値を示すことは可能なので、必要に
応じて評価書で修正等の対応をしたい。

(委員)

準備書の表8.11-5に原単位の内訳が記載されているが、数値を合計しても100%になら
ない。予測条件が適切であるか確認し、記載を修正すること。

(事業者)

混合廃棄物の記載漏れがあるため100%となっていない。確認して修正する。

(事業者)

先ほどのご質問の焼却灰と飛灰の内訳については、次回の審査会の時に内訳をお示しす
る。なお、焼却方式が決まっていないため、その内訳を評価書に記載が出来ないことについ
ては、ご理解いただきたい。

(会長)

ストーカー式と流動床炉で焼却灰と飛灰の割合は異なると思うが、焼却方式がまだ決ま
っていないのに、焼却灰と飛灰の量をそれぞれどのように予測するのか。

(事業者)

流動床炉の場合はほとんどが飛灰となる。また、ストーカー炉の場合はどのくらいかとい
うことについては、概ねの知見がある。プラントメーカーからも見積りのときに数字を提示

してもらっているのですが、次回までにストーカー炉の場合、流動床炉の場合、それぞれの値を整理させていただく。

(会長)

準備書 2-12 にストーカー炉か流動床炉か決まっていないと記載があるが、準備書の段階でこういう状況なのか。焼却方式が変わってくると処理フロー図、建物の形状、騒音、廃棄物、様々な環境要素に影響を与える。ここが決まらないのに環境影響評価が出来るのか疑問である。

(事業者)

環境負荷は若干変わるが、最終的な数値への影響は少ないと思っている。考え方として、現段階で決めていない理由は、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」を環境省が示しており、処理方法を決めずに進めていく方がよいという記載がある。そのため、その決めない中でもメーカーヒアリング等を通して、可能な限り現実的な条件を想定し、環境影響評価を実施している。

(会長)

そうなると二通りの結果を示す必要があるのではないかと。あるいはストーカー炉で予測して、流動床炉だとこれくらいの違いが出る、と示すべきではないかと。

(事業者)

確かに焼却方式によって、排ガス量等が若干変動する部分がある。大きな違いが出ないとしても一定の違いは出てくる。今回プラントメーカーへヒアリングした中では、両方式に基づいた提案をいただいている。今回の予測設定では方式が決まっていない中で、幅がある条件で見たときに、影響の最大値を取るような、安全側の数値を予測評価で使用している。

(会長)

環境影響評価は必ずしも安全側で出せばいいというものではなく、最も現実的なものを出していただく必要がある。「こういうものを作っていく」というのを住民の方や関係者に見せるのが環境影響評価である。よく誤解のある部分ではあるが、最大値でやれば良いというものではない。そのため計画をきちんと出していただく必要がある。

このような計画がしっかり固まっていない中で環境影響評価をしていることについて、事務局はどう考えるか。

(事務局)

滋賀県における環境影響評価の考え方ですが、しっかり条件を決めて実施するのが望ま

しいと考えます。しかし、事業者に対しては、事前にも具体的な部分を示していただきたいという話はさせていただいたが、こういう形で準備書が送付され手続きが進んでいるという状況であり、事務局としては、この内容で審査をお願いするしかないという状況です。

(会長)

こういう形の準備書が出てきたので、これについて審査してください、ということか。

(事務局)

過剰に安全側の条件で予測、評価した場合、実際との乖離が起こってしまうため、事業者もプラントメーカーの提案も含めて、なるべく実際に近い条件の設定のもと環境影響評価をされている、との説明を受けています。今後の手続きでは、事務局としては具体的な内容をお示しいただきながらご説明いただきたいと考えております。資料が膨大になるという話がありますので、評価書にどこまで落とし込むかというのは検討しなければなりません。できれば具体的な内容を2回目以降の審査会の場でお示しいただきたいと考えています。

(会長)

少なくとも現状はストーカー炉で記載がされているので、流動床炉になった場合は、どうい違いがあるかということを示してほしい。

(事務局)

その部分につきましても、本日は難しいですが、少なくともあと2回審査会を開催してご審議いただく形となりますので、また事業者とも相談をさせていただきます。

(会長)

それではまだ決まっていない不確かなところがある、という前提で審議を続ける。

(委員)

景観のことで2点伺う。1点目はフォトモンタージュの建屋のボリューム感について、北側の屋根が低めで、山側が高くなっている。これはどの程度現実に即しているのか。より高くなったり、低くなったりはどの程度可能性があるのか。2点目は準備書の表8.10-9に予測結果の記載があるが、水平見込角の値は、木尾南集落からでは「1.3」、木尾町自治会館からでは「8.5」とあるが、これは煙突しか見えてない場合、煙突だけ考慮して記載されているのか、それとも木に遮蔽されている場合でも建屋を考慮しているのか。

(事業者)

1点目について、フォトモンタージュでは、北側にリサイクル施設やバイオガス化施設を配置する想定の中で、建物の高さが違ってくことを表現している。準備書では文字で高さを記載している。南側の高さが約38m、北側の部分は高さを約30mとしている。

(委員)

その高さが前後する可能性はどれくらいあるのか。野田神社からのフォトモンタージュを見ていると、建屋の大きさとスカイラインとの関係が微妙なところである。焼却炉の形式が変わることで、これらの大きさが変化することがあるなら、景観の評価についても影響があるため、そこを懸念している。

2点目の質問になるが、水平見込角の評価も煙突だけ見えている場合、煙突だけの評価になると感じており、木に遮蔽されている部分が遮蔽されたままなのか、それとも建屋が少し上に出るのか、というところでかなり影響があるのではないか。

(事業者)

建屋の高さの情報についてはプラントメーカーからの提案を踏まえて設定しており、現状より高さが高くなるということは想定していない。

水平見込角は見えていない部分は考慮せず、視認できる範囲で作成している。煙突だけが見えている部分は煙突だけ、建屋全体が見えている場合は全体を、考慮している。木尾町自治会館の水平見込角については、拡大図でよく見ると、煙突だけではなく、わずかに建屋が見えている。そのため水平見込角が大きくなっている。

(委員)

スライド46の騒音振動の走行車両の影響について、工事期間中に工事用車両が大型126台、小型280台が走行することを想定して予測をしている。スライド47に予測結果が示されており、敷地に一番近い木尾南集落(A地点)では環境保全目標値を下回っているが、400台あまりの車が走っても上昇率が3%以下で、騒音は現状とほぼ変わらないという予測結果になっている。現状の騒音レベルが車両の走行によるものと考えられるので、現状の交通量を確認すると、A地点では大型車223台、小型車2,206台が平日に走行していると、準備書の表8.2-8に記載されている。つまり、大型車は50%増、小型車は10%増の車が走行するにも関わらず、騒音レベルの上昇は3%以下しかないこととなる。これはどうしてか。

(事業者)

一般に騒音レベルについては、大型・小型の区分を別として、計算上、交通量の負荷が2倍になると、騒音は3dB上がる。

騒音レベルと交通量の調査は令和2年の秋に実施しているが、その時には斎場の建設工

事が実施されており、斎場の工事関係車両が含まれていた。将来ごみ処理施設が供用されるときには斎場の工事用車両がないため、現況の調査結果から、一旦斎場工事で発生していた工事用車両の台数を差し引いて、将来ごみ処理施設の工事が開始されたときに、どれくらいの車両が増えるのかという台数の変化を考慮して予測している。差し引きが生じるため、イメージよりも交通量の増加は少なく、その結果として騒音レベルの増加は少ないという結果になっている。

(委員)

表 8.2-8 でいうと 101 台は、本事業の工事中には走行していないということか。本事業の工事が始まる時には斎場工事、発生土処分事業の関連車両は走らなくなるのか。

(事業者)

その通り。それを差し引かないと将来どれくらい影響があるのかが正確にわからないため、一旦差し引いたうえで、増加分を加算して予測している。

(委員)

令和 2 年時点で環境保全目標に近い数字となっているが、斎場関係の車両がいなくなればもっと静かになる。そしてまた本事業の工事が始まれば環境保全目標の数値に近づくとイメージになるのか。

(事業者)

その通り。

(委員)

スライド 50 の水質に関することについて。掘削に伴う湧水は濁り水になると思うが、これをポンプで調整池の方に流すと、公共用水域、具体的には込田川の方に流していくことになる。現地確認の際には旧調整池があり、その北側に同等のものを掘ると確認した。現場で調整池の大きさを見た限り砂は大丈夫であるが、泥が出てきてしまうとこのサイズでは沈みにくいと感じた。準備書 8.6-13 に地質断面と一緒に掘削深度の記載があり、掘削深度は最大 13m で、上部 8 m は砂の層、8～13m は粘土層という地質調査の結果である。その場合、掘っていくと底の方から泥が出てくるが、ポンプで汲み上げた時に、粒形の細かいものが S S (浮遊物質) に入り、予定されている調節池のサイズでは沈みにくいと考えられる。また、予測の結果では、現況調査結果の S S の平均値が「30.7」、予測結果が「30.6」となっており、全く濁りが増えないという結果になっている。この理由は何か。

(事業者)

8 mあたりまでは透水性があり、そこからの湧水量と地質の状況とを考慮して想定をしている。実際、ポンプアップ等を含めて調整池に流れ込んだ時の沈砂能力は、一般的な知見として、水面の面積（水面積負荷）が関係している。また、現地の土壌を20mくらいまでボーリングしており、シルト層を含め、対象土壌を用いた土壌沈降試験を実施している。それらを踏まえて計算すると排出地点での濃度は大きく低下すると見込んでいる。

(委員)

準備書 8.6-9 の図 8.6-2 にその試験の結果が載っているが、砂質の試料を用いた結果ではないか。粘土が出てきてそのまま入れてしまうと、このように沈降はしてくれないと思う。粘土が出てきたらダイレクトに入れなくて、乾燥させてから廃土するなどの工夫がなされれば、濁りを出さずに済む。そのような工夫や注意等の、こちらが読み取りをしななければならない状況、かつ、実施する時に守られているかわからない状況で、「環境影響はないと思われる」ということでは、委員としては評価し難いので、このような影響が起これるということに記載すること。

(事業者)

土壌沈降試験に用いた土壌の粒度試験の結果を資料編 2.6-20 に記載している。対象試料としては計画地の南北2カ所で採取している。今回、沈降試験では北側の試料を対象としている。粒度試験の結果ではシルト分、粘土分が高い試料を採用している。

巻き上げによる影響は一定生じると思うが、現地の土壌を使った沈降試験の結果と、一般的に言われる水面積の影響とを考慮した上で予測はしているので、一定の精度はあるかと思っている。

(委員)

厳しい結果の試料を使って、調整池のサイズも考慮したうえで、出ないだろう、という結果だということはわかった。

(事業者)

実際作業の仕方で変動する可能性もあるので、影響がないから問題ないとは考えていない。したがって、準備書 8.6-16 に環境保全措置を掲載しているが、地下水の湧出量の抑制ができれば河川への流入も抑制できるので、ここで掲載している環境保全措置を実施していく。

(委員)

スライド 30, 31 について、関係車両は工事中と供用後では車種も量も異なるが、排ガス

の予測結果に変化がないのはなぜか。準備書 8.1-68 ではプルーム式が記載されており、交通量等に依存する予測式と考えるがいかがか。

(事業者)

供用後と工事中とでは、予測対象年次が異なるため、排出係数が異なっている。車両台数が増える要因はあるが、1台あたりの排出量が数年先になると下がるため、それらが相殺されて結果的に、工事中と供用後はほぼ一緒という結果である。

排出係数については、国土交通省国土技術政策総合研究所が出している数値を参照している。

(委員)

その条件設定はどこかに記載されているか。一般的に不思議だと感じる部分については説明していただきたい。

(事業者)

予測年次については、工事中であれば準備書 8.1-71 に 2020 年次と記載している。それに対し供用後は準備書 8.1-144 に 2025 年次と記載しており、5年の違いがある。

(委員)

スライド 29 に排ガスの予測に使われた車両台数と、スライド 46 に騒音・振動の予測に使われた車両台数が記載されているが、異なるのはなぜか。

(事業者)

スライド 29 の排ガスの予測については、年平均値を予想するので、1年あたりの総台数が1番多くなる時の平均的な台数を考慮している。それに対しスライド 46 の騒音・振動の予測では、ある一日の予測をしているので、工事計画に基づいて、ある1日の最大数を考慮している。そのため騒音・振動（スライド 46 の車両台数）の方が多くなっている。

供用後の台数については、排ガスの予測では令和元年度の既存施設の実績に基づいて、年間の平均的な台数に、年間の月変動を考慮して、安全側を見るために若干の上乗せをしている。騒音・振動ではある1日の予測をするため、さらに曜日変動を考慮して上乗せをしている。このため供用後についても騒音・振動（スライド 46 の車両台数）の方が多くなっている。

(委員)

スライド 51 の水質について、地点Cにおける濁水、水の汚れの予測結果で、無降雨時のりんの濃度が、現地調査結果よりも予測結果の方が小さいのはなぜか。無降雨時だと本線の

流量が少なく、調整池から安定的に供給される湧水等が希釈するように働くということか。

(事業者)

ご指摘のようなことが予測結果に出ていると思われる。工事中の地下水の流出を考えているので、降雨・無降雨に関わらず、工事中は地下水が出てくるという状況を想定している。

(委員)

スライド 62 の野田神社からのフォトモンタージュについて、準備書には景観資源の視認性に変化はないと記載がされているが、施設の外観が非常によく見えるという印象。景観資源の視認性に対する判断の方法はどうしているのか。

(事業者)

スライド 56 に緑色で記載されているのが景観資源と呼ばれるもので、眺望点から見え方を楽しむようなもの。野田神社からはそもそも景観資源が見えないため、そのような記載をしている。

(委員)

元々眺望点から景観資源が見えないものに対して、その予測結果を景観資源の視認性に変化はないとすることは、ミスリーディングにつながり、無意味な安心感を与えてしまうのではないか。この場合、景観資源に対しては評価外ということがわかるように記載した方がよいのではないか。

(委員)

準備書 8.6-11 の図 8.6-3 の排水経路とスライド 51 の排水経路が異なっているが、どちらが正しいのか。

(事業者)

スライド 51 が正しく、準備書 8.6-11 の排水経路が誤り。

(委員)

スライド 51 には調整池を通過していない排水経路があり、調整池を通過することを前提とした記載と整合が取れないのではないか。周辺では水生生物相も豊かなため、排水経路には十分に注意していただきたい。

(事業者)

基本的に事業区域からの表面流出水については、すべて調整池を経由して排水経路へ流していけるような造成計画としている。また、調整池を経由しないと、大雨時の洪水調整機能も働かなくなってしまうため、調整池へ流せるような形で検討している。

(委員)

生物全般に関わることで、評価の記載の仕方や、予測結果の概要が不明確である。予測の手法については準備書 8.7-123 に重要な種の影響要因と予測方法の記載がある。たとえば「生息地の消失または縮小」、「土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ」について、「改変の程度が重要な種に与える影響について、事例の引用または解析により定性的に予測した」とある。しかしながら、各種の予測結果の表ではほとんどの生物について、「このため、本種への影響はないと予測した」と記載されており、事例の引用や解析結果の根拠が示されていない。科学的な根拠はどこに示されているのか。

(事業者)

科学的な根拠については、今回の確認状況と改変の有無の事実のみで予測している。事例の引用というのは、今回実施していない。

(委員)

今回の調査結果を基に、生息する種の何パーセントが対象事業実施区域内に存在するか解析を行うことができ、定量的な予測ができるのではないか。また、これまで他の環境影響評価をしてきた経験を基に、事例の引用による予測もできるのではないか。そのような予測評価について検討すること。現状の記載ではせっかくの詳細な調査が生かされていないし、恣意的な記載として受けてしまう。

(事業者)

次回に向けての課題とさせていただきます。

(委員)

ただ今の発言に加えて意見する。繁殖の確認がされている種が何種か記載してあり、それに対して影響がないと言い切ってしまうのはいかがなものかと考える。少なくとも「B (影響は小さい)」と記載されているものはすべて「A (影響を受ける)」に引き上げてしかるべきである。

「影響はない」と言えるのは、周辺環境には存在するが、この場所で繁殖が確認されていないものではないか。対象事業実施区域内でなんらかの影響があるものは、「影響がある」と記載すべきである。「影響はない」と言い切るのは齟齬がある。加えて、生体が確認され

たもの、卵が確認されたもの、幼体が確認されたものというのがあるかと思うが、準備書での評価として、影響が小さいというのは齟齬がある。個々の種に対する環境保全措置の方策ではナゴヤダルマガエルしか移植をしないこととなっている。他の種については何も低減措置がされていないようであるが、特に両生類等の移動能力が低い種については、繁殖が確認されたものは別に環境保全措置をとるべきである。少なくともレッドリストに掲載されている種については、そうした対応を取るよう検討すること。

また、事後調査をしないならば、環境保全措置をこの段階でしっかり検討すべきである。動物は移動するので、工事前に移動しても、工事中にまた戻ってくる可能性がある。それが出来るだけ入らないような対策をしていく必要がある。そのような記載があれば、生物に対して適切に環境保全措置がとられていると理解できるが、現状の記載ではどのようにもとれるため、実効性のある保全策を取るよう検討すること。

(事業者)

準備書において影響の判断基準が読み取りにくい部分があるので、次回の審査会ではその考え方がわかるように説明させていただく。

そのうえで、例えば確認地点のうち、一部は改変されるが周辺にも広く確認されていて、広く分布しているという種が、一部改変を受けるといときに、影響があると判断すべきかどうか、この辺りが生物ということもあり、なかなか定量的に判断ができない部分もあり、私共としては一定程度周辺に分布しているものについては影響が少ない、と整理させていただいている。

しかしそのあたり決まりはないので、ご意見ご指導を踏まえながら、影響の判断基準を一部見直して、その中で環境保全措置が必要ないのかということも含めて、必要な部分は検討させていただきたい。

(会長)

それでは次回、考え方を示すということをお願いします。

(委員)

準備書 8.7-137 に「対象事業実施区域に隣接する水路および込田川は、直接改変を受けない」とあるが、スライド 51 の排水経路は、今回整備されるという理解でよいか。

(事業者)

この水路に関しては斎場の工事に関連して改修を完了済である。

(委員)

既に整備が終わっていて、以前の審査会の時に、底面までコンクリートで整備すると聞いて

ていたが、既にその状態になっているということでしょうか。

(事業者)

その通り。

(委員)

先ほども指摘があったが、土地の改変に伴う環境保全措置として、ナゴヤダルマガエルのみ移植することを検討されているが、他の種はそのまま放置されて、ナゴヤダルマガエルのみが移植されるのか。現実には一緒に確認できれば、一緒に移植してしかるべきではないかと思うので、環境保全措置の記載について工夫するよう検討すること。

(事業者)

ご意見を踏まえながら、環境保全措置の記載方法について検討させていただく。

(委員)

さきほどから話題に上がっているところで、「隣接する水路および込田川は、直接改変を受けない。このため、本種への影響はないと予測した」と記載されているが、整備した水路には事業用地から排水や湧水が流れ込むので、現在生息しているところの水路を改変しないからと言って、「影響がない」と言えるのか。調整池で沈砂させることで、ある程度は水質が保たれると思うが、工事中に関係車両による油流出事故が生じれば大きな影響が生じる。実際、河川でも数多くの水質事故が起こっていることから、今後、記載方法について検討すること。

水質の環境保全措置の中に、水質事故への対策も考えているような記載をしていただけたらどうか。

(委員)

伝承文化の部分。準備書 8. 14-12 で、長浜の文化財担当課にも聞き取りをされて細かに調査をされている印象を受けたが、表 8. 14-14 で、平成 22 年時には存続とあるが、データが 10 年以上前のものである。伝承文化は近年なくなりやすい傾向にあるので、既になくなっていけば工事の影響も関係ないが、敢えてここに記載した理由はあるか。

(事業者)

こちらについては地元の自治体にヒアリングした際にはまったく情報が出てこなかったが、その後の文献調査をした際に確認をしたものである。現状存続しているかどうかは不明である。

(委員)

伝承文化は行事自体に関わらなければ、たとえ隣の家が関わっていたとしてもわからないということがよくあり、聞き取りをする対象をもう少し広げればまだ情報が出てくる可能性がある。自治会関係者2名だけでは拾えるべきものが拾い切れていない印象がある。平成22年時は存続というものも含めて確認してもらえれば、抽出できるものが増えていく可能性はある。基本的には行われている行事が建設地と直接関係するところまではないと思うが、こちらの記載について検討いただきたい。

(事業者)

文献の著者を含め、ヒアリングできないか再度検討する。

(会長)

まず1点、滋賀県のごみ処理施設の環境影響評価でこちらともう一つの案件の2カ所が手続き中である。当然もう一方の審査状況も把握していると思うが、その時にも方法書の段階で、事業計画を明確にして準備書を作成すること、という意見を付している。本案件の方法書の際にも知事意見として付しているが、事業計画が明確でないままである。

もう1点は煙突の高さを59mに設定されたことに対して、適切な排ガス処理をされて通常の運転がされれば、59mでも問題ないと思うが、設定の説明が十分でない。もう一方の案件の方法書の時には、煙突の高さの違いによる煙突排ガスの短期予測についても対応いただいた。59mを選んだ説明を、13章のその他の事項において、排ガスの短期予測の結果をもって説明いただきたい。

(事業者)

本事業の配慮書では短期濃度の予測はしないで、公表している状況があるので、配慮書の手続きにさかのぼるのは難しいが、現時点で建屋の形状の想定もできる状況になっているので、今のご意見を踏まえ、現時点での建屋の構造を考慮しつつ、59mの場合と80mの場合の短期濃度の予測を追加で実施させていただいて、その結果を踏まえつつ今回の準備書の最後の部分で、59mにした、という説明を付け加える方向で修正することを検討させていただきたい。

(会長)

ぜひお願いしたい。評価書にその結果を入れて、こういう理由で59mにした、という理由を入れてもらえれば十分な説明になる。

大気質の予測について、ダウンウォッシュ・ダウンドラフトの記述が曖昧になっていないか。準備書8.1-97に煙突で巻き込まれるダウンウォッシュと、建物で巻き込まれるダウンウォッシュと二種類の記載がある。平均風速が吐出風速の1/2以上において生じる現象は

煙突ダウンウォッシュのことだが、以降に建物ダウンウォッシュの説明がある。また拡散式については準備書 8.1-102 に記載がある。煙突を対象としたダウンウォッシュは a の式、建物を対象とした式は c の式、と二つ実施していることはわかるが、準備書 8.1-126 に記載されている最後の結果の部分では、一緒にまとめた記載になっている。スライド 35 も同様の記載となっている。風速条件は煙突ダウンウォッシュのものであるが、建物ダウンウォッシュだと風速は必ずしもこうならない。この点はどのような考えか。

(事業者)

項目の括りとして、何らかの巻き込み現象が生じるケースということで、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時までまとめている。ご指摘のとおり予測の段階では煙突のダウンウォッシュと建屋によるダウンドラフトと両方それぞれ予測をしていて、現状の結果の記載では、焼却施設による影響が最も大きい方の結果を記載している。

(会長)

建物ダウンウォッシュの場合の風速条件はスライド 35 のようには必ずしもならない。確認のうえ、煙突ダウンウォッシュの場合と建物ダウンウォッシュの場合と、分けて記載すること。

(事業者)

条件設定がわからないという点は理解する。

(会長)

準備書 8.1-102 の建物ダウンウォッシュの計算式について、パラメーター「A」(建物等の風方向の投影面積)についての情報が記載されていない。また、準備書に建物の高さの記載はあるが、予測には投影図、幅と奥行きが必要である。その情報の記載がなければ予測ができない。先ほど濃度が最大の状況で予測したと説明があったが、おそらく景観影響も考慮して、大きな建物を想定されているのかと思う。パラメーター「He」(有効煙突高)があるから断言はできないが、「A」が大きくなると濃度が薄くなる可能性がある。予測に必要な条件は図書等の中で明確にすること。

(事業者)

準備書 8.1-112 について、建屋自体の寸法は記載していないが、90m×100mの平面形状を想定している。

(会長)

バイオガス化施設と斎場の排気口の位置関係がよくわからない。現地確認でも尋ねたが、

バイオガス化施設の排気口の配置や諸元はどのようになっているか。それらの関係がわからないと拡散計算の結果が適切かどうかわからない。そこは基本的な情報として示していただきたい。

(事業者)

バイオガス化施設の排気口については、北側のところに建屋の側面から点で出る形状で想定している。また、区域の東西南北からの立面図を示させていただく。斎場の排気口は建屋の東側部分、3階建ての屋上部分に4本付いている。このあたりを考慮して、斎場からの排ガスの拡散予測をしている。

(会長)

予測、評価に当たっての基本的な条件は準備書に掲載してもらわないといけない。当然これが大幅に変われば、予測結果も大幅に変わる可能性がある。わずかな修正であれば、今回の予測結果で問題ないとなる。どのような条件で予測したかが重要なので、それが図書に記載されていないと評価ができない。仮に全然違うものが建設されても、図書に記載がなければどこが違うかわからない。大気に限らず景観にも大きな影響がある。事業者として現段階で記載できない理由があるのか。

(事業者)

現段階の評価はメーカーヒアリングを踏まえて影響が最大となる条件を採用しており、大きき部分的については各社の平均的な部分を採用している。今後の入札公告にあたっては、アセス書に記載の条件を遵守しなさいということになるため、想定のままを具体的に記載すると、弊害となる恐れがある。記載の仕方として、予測評価の数字としてはこういうものを使っているとか、こういう形で計算しているという記載であれば差し支えないと考えている。

(会長)

図書の通り100%事業を実施しなければいけない、ということではない。しかし大幅に変わればもう一度見直しが必要となる。環境影響評価の制度の中で軽微な変更という事項もある。現段階でどういう条件でどう予測したのかは、しっかり記載してもらわないと評価できない。

(事業者)

1点目に焼却の条件を明確にすることという話があった。ストーカー炉と流動床炉の二つを前提として環境影響評価を進めている。焼却方式をどちらにしたという記載は難しいが、環境影響評価をするにあたって、こういう条件で設定した、という書き足りない部分に

については次回示させていただきたい。

(会長)

それで構わない。こういう条件で予測したと示してもらえばよい。それが大幅に変わるようであれば、もう一度見直すということである。

(事業者)

見直しについては、県の条例に基づいた形になるので、予測値が大幅に変わる可能性がある場合は、廃棄物処理法に基づく設置届を提出する際に、必要な再度計算が必要だと認識している。条件の変更については、影響が大きくなる方向であれば再アセスが必要だと考えるが、小さくなる方向であれば再アセスは必要ないと考えている。

(会長)

そこは条例に基づいていただければよい。

(事業者)

次回に向けて滋賀県と協議しながら検討させていただく。

(会長)

斎場との累積影響を示しなさいと方法書に対する知事意見が出されている。それに対応されたのはよいが、大気では、斎場の影響が大きいと考えられる。しかし、斎場は別事業であることから、まず本事業の焼却施設とバイオガス化施設の結果を示したうえで、斎場の結果を足してもらわないと、この事業による影響評価というのがわからないのではないか。現状3つ足した結果しか示されていないのではないか。焼却施設単独の予測結果についても、本来資料編ではなく本編に記載すべきである。

(事業者)

複合的な影響評価をしなさいという方法書に対する知事意見を踏まえて、大事な部分は複合的な結果の部分であると考えていたので、準備書の本編では複合的な結果のみ示している。しかし環境影響評価条例の対象事業となる施設は焼却施設であるため、焼却施設だけで影響がどの程度あるのか、というのは見える必要があるため、準備書の資料編に焼却施設単体での予測結果を示している。今回の環境影響評価では焼却施設の影響が大きくなることを評価することが大事なことだと考えているので、まずは焼却施設の影響の観点で考えた時に、一番影響が大きくなる風向や、気象条件を検討して、その煙軸上で考えた時にバイオガス化施設や斎場の影響がどの程度プラスアルファされるのか、という計算をして、それを足し合わせた結果が総合的な複合影響ということで示している。

(会長)

資料編に年平均も記載されていたか。

(事業者)

資料編 3.1-16 が拡散補正実験をしない場合の予測結果、資料編 3.1-23 が補正を考慮した場合の年平均値として記載している。3施設を複合したものは準備書本編に記載をしている。

(会長)

審査会の時間を大幅に超過した。本日の審査会で確認ができなかった事項については後日確認させていただく。

以上で本日の審査は終了する。

(事務局)

本日は長時間に渡り熱心なご審議をいただきありがとうございました。本日も欠席の委員を含めまして、追加でのご意見等につきましては後日ご照会をさせていただきます。

以上